



○長野県告示第268号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年5月9日

長野県知事 田中 康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村大草7282の74から7282の76まで（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び上伊那郡中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

○長野県上小地方事務所告示第1号

上田地域広域連合長から申請のあった上田地域広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成14年3月28日付けで許可した。

平成14年5月9日

長野県上小地方事務所長 熊井 攻

市 町 村 課

○長野県諏訪地方事務所告示第2号

諏訪広域連合長から申請のあった諏訪広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成14年4月1日付けで許可した。

平成14年5月9日

長野県諏訪地方事務所長 古 坂 和 俊

市 町 村 課